

弘前市生涯活躍のまち形成事業 事業主体募集要項

平成 28 年 11 月

弘前市経営戦略部ひろさき未来戦略研究センター

1. 事業名称

弘前市生涯活躍のまち形成事業

2. 事業の目的

本事業は、弘前市のまちの魅力に共感するとともに、地域課題の解決に貢献意欲のあるアクティブシニアの移住を受け入れ、移住者が地域住民をはじめとする多様な主体と交流・協働しながら就業、ボランティア等に携わり市内で活躍することを通じて、様々な地域課題の解決に寄与するような仕組みを構築するために実施する。

このため、弘前市と本事業の運営推進機能を担う事業主体等の事業者が共同で、地域資源の活用、関係主体との連携により地域貢献の機会を創出する。これにより住民や移住者が住居や街区内に閉じこもることなく、多世代の地域住民と移住者相互が交流し、生きがいつくりやコミュニティ形成に主体的に関わり、社会活動に参加できるモデルが構築される。

※本要項における移住者とは、市街化区域にある空き家、空き室、サービス付き高齢者向け住宅等に青森県外から入居した 50 歳以上の者及び、県内や市内から住み替えにより居住環境モデルとなるサービス付き高齢者向け住宅に入居した 50 歳以上の者をいう。

3. 事業実施根拠

「弘前版生涯活躍のまち構想」及び「認定地域再生計画（アクティブシニアが活躍する弘前セカンドライフ・プロジェクト）」

※地域再生計画とは、地域再生法や地域再生基本方針等に基づき地方公共団体が作成するもので、内閣総理大臣の認定を受けることにより、当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政や法の特例等の支援措置を活用することができる。

4. 募集する対象法人

上記事業の運営推進機能を担う事業主体

5. 募集する法人数

下記二つの事業の実施主体となる 2 事業者（各事業につき概ね 1 事業者）

（1）弘前市生涯活躍のまち形成事業（その 1）

（事業内容）

ア. サービス付き高齢者向け住宅の提供

地域再生計画において想定している多世代交流型あるいは観光地隣接型の居住環境を、市街化区域内において提供（賃貸）する。平成 28 年度中に入居可能な住宅（専用部分の床面積 30 m²以上）を 3 戸以上、主に県外からの移住者向けに提供する。

イ. コミュニティ形成事業

地域貢献モデルの構築に係る事業として、アクティブシニアの居住地又は観光

地に隣接する場所において交流スペースを確保し、高齢者同士の交流や、多世代交流、地域貢献に資する事業を企画・実施する。

ウ. 入居者のための医療・介護サービスの確保

本事業として運営するサービス付き高齢者向け住宅の入居者が怪我や病気の際には医療サービスを、また必要に応じて介護サービスやリハビリテーションのサービスを円滑に受けることができるよう、医療・介護サービスに係る関係事業者と連携体制を確保する。

エ. 入居者や地域住民の活躍の場提供等に関するコーディネート

弘前市への移住者及び周辺地域に居住する従来からの住民に対して、生きがいづくりや、活躍の場を提供するための活動を行う。具体的には、健康維持のためのプログラム、ボランティア活動・地域貢献活動、生涯学習等への参加機会について情報を収集し、これを移住者や地域住民に対して積極的に提供するためのコーディネーターを配置する。

特に、弘前版生涯活躍のまち構想及び地域再生計画に基づきシニアのための活躍の場づくりに取り組む関係主体とは緊密な連携を図る。

オ. 生涯活躍のまち形成事業計画に対する提案

今後、市が作成する生涯活躍のまち形成事業計画に関して、運営推進機能を担う事業主体としての事業内容の提案を行う。

(事業期間)

平成 28 年度から平成 32 年度まで

(2) 弘前市生涯活躍のまち形成事業 (その 2)

(事業内容)

ア. サービス付き高齢者向け住宅の提供

地域再生計画において想定している多世代交流型あるいは観光地隣接型の居住環境を、市街化区域内において提供(賃貸)する。新設着工(又は改修)し、平成 29 年度又は平成 30 年度に入居可能となる住宅(専用部分の床面積 30 m²以上)を 25 戸程度、主に県外からの移住者向けに提供する。

イ. コミュニティ形成事業

地域貢献モデルの構築に係る事業として、アクティブシニアの居住地又は観光地に隣接する場所において交流スペースを確保し、高齢者同士の交流や、多世代交流、地域貢献に資する事業を企画・実施する。

ウ. 入居者のための医療・介護サービスの確保

本事業として運営するサービス付き高齢者向け住宅の入居者が怪我や病気の際には医療サービスを、また必要に応じて介護サービスやリハビリテーションのサービスを円滑に受けることができるよう、医療・介護サービスに係る関係事業者

と連携体制を確保する。

エ. 入居者や地域住民の活躍の場提供等に関するコーディネート

弘前市への移住者及び周辺地域に居住する従来からの住民に対して、生きがいづくりや、活躍の場を提供するための活動を行う。具体的には、健康維持のためのプログラム、ボランティア活動・地域貢献活動、生涯学習等への参加機会について情報を収集し、これを移住者や地域住民に対して積極的に提供するためのコーディネーターを配置する。

特に、弘前版生涯活躍のまち構想及び地域再生計画に基づきシニアのための活躍の場づくりに取り組む関係主体とは緊密な連携を図る。

オ. 生涯活躍のまち形成事業計画に対する提案

今後、市が作成する生涯活躍のまち形成事業計画に関して、運営推進機能を担う事業主体としての事業内容の提案を行う。

(事業期間)

平成 29 年度から平成 32 年度まで

6. 事業実施条件

(1) 事業の位置付け

本事業は、弘前版生涯活躍のまち構想に基づき、国が正式に認定した地域再生計画に位置付けた事業である。

市は、入居者の募集や、コーディネーターの育成、交流拠点として実施するコミュニティ形成事業などに関する支援を行うが、本事業は、構想の趣旨に賛同する事業者が民間事業として実施するものであり、土地の提供や、その他の施設整備などに要する補助を前提とするものではない。

(2) 事業推進の全体マネジメントとの関係

本事業の推進にあたっては、(仮称)生涯活躍のまち事業運営協議会において、各種事業の実施状況、地域再生計画に示された目標達成状況等の確認を通じて、本事業で目指す街づくりを適切に進めるために必要な事項について議論が行われる。

事業主体として選定された事業者は、上記協議会の委員として参画し、事業の実施状況について報告する義務を負うとともに、上記協議会における議論を踏まえた適切な事業実施に努める。

(3) 地域再生推進法人の指定について

事業主体として選定された事業者は、市と協議を行ったうえで、地域再生法に基づく地域再生推進法人の指定について申請することができる。

地域再生推進法人に指定された事業者は、弘前市生涯活躍のまち形成事業計画を作成するために市が設置する地域再生協議会の構成員となる。

ただし、指定申請時において応募時と条件が異なり審査結果が大きく変わる場合や

指定基準を満たさなくなった場合、又は虚偽の申請がなされた場合には指定しない。

地域再生推進法人に指定された事業者は、(仮称)生涯活躍のまち事業運営協議会の委員として、上記「5. 募集する法人数」に示された事業内容の項目毎に事業の実施状況について報告する義務を負うとともに、上記協議会における議論を踏まえた適切な事業実施に努める。なお、生涯活躍のまち構想の適切な推進のために、(仮称)生涯活躍のまち事業運営協議会から地域再生推進法人に指定された事業者に対して、必要に応じて事業の改善に向けた措置を求めることがある。

(4) 事業実施が困難となった場合の措置

指定された地域再生推進法人が、何らかの事情により弘前市生涯活躍のまち形成事業を実施することが困難となった場合には、市は地域再生推進法人の指定を取り消すことができる。

7. 応募者が備えるべき参加資格

(1) 応募者の構成等

ア. 応募者は、単独の法人又は複数の法人により構成されたグループ（以下「グループ」という。）であること。

イ. グループで応募する場合は、事業主体となる法人（以下「代表法人」という。）を定め、代表法人が申請手続を行うこと。代表法人は、グループの主たる業務を担う法人であること。

ウ. 単独で応募する場合は、弘前市内に本社又は支店、営業所等を有する法人であること。また、グループで応募する場合は、弘前市内に本社又は支店、営業所等を有する法人を1者以上含むこと。

エ. グループで応募する場合は、申請後における代表法人及び構成法人の変更を、原則として認めない。

オ. 単独で応募した法人は、グループ応募の構成員になることはできない。また、グループの構成法人は、2以上のグループの構成員となることはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

ア. 法人格をもつ団体であること。

イ. 応募にあたっては、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守していること。

ウ. サービス付き高齢者向け住宅の提供に用いる土地、建物については、事業を実施する事業者の所有であることが望ましいが、取得等が見込まれる場合も可とする。（申請書類の様式9、10にて売買（賃貸）にかかる誓約書を提出すること。）なお、自己所有及び賃貸に関わらず、登記簿等において事業に供する目的以外に権利義務関係が無いこと。

エ. 市税・法人税並びに消費税及び地方消費税の未納がないこと。

オ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する

- 者でないこと。
- カ. 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。(本市の取り消しに限定しない。)
- キ. 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。
- ク. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にいない団体であること。
- ケ. 応募意思表明書(様式 1)を期間内に提出していること。

8. 募集及び選定スケジュール

(1) 募集の告知

平成 28 年 11 月 28 日(月)「弘前市ホームページ」にて告知

(2) 募集要項の配布

ア. 配布期間:平成 28 年 11 月 28 日(月)～平成 28 年 12 月 9 日(金)
(ただし、土・日及び祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時)

イ. 配布場所:弘前市ひろさき未来戦略研究センター
人口減少対策担当(弘前市役所本館 3 階)

(3) 募集に関する質問

ア. 受付期間:平成 28 年 11 月 28 日(月)～平成 28 年 12 月 9 日(金)
(ただし、土・日及び祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時)
※受付期間終了後の質問には回答できないので、注意すること。

イ. 質問方法:弘前市ひろさき未来戦略研究センター人口減少対策担当まで、質問票(様式 11)を e メールで提出すること。

ウ. 回答方法:質問及び回答は、市のホームページに掲載する。なお、質問内容によっては e メールで個別に回答する場合もある。

(4) 応募表明の手続き

ア. 受付期間:平成 28 年 11 月 28 日(月)～平成 28 年 12 月 9 日(金)
(ただし、土・日及び祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時)

イ. 受付方法:弘前市ひろさき未来戦略研究センター人口減少対策担当に持参すること。

※郵便等での受付はしない。

ウ. 提出物:応募意思表明書(様式 1)を 1 部

(5) 応募書類の受付

ア. 受付期間:平成 28 年 11 月 28 日(月)～平成 28 年 12 月 19 日(月)
(ただし、土・日及び祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時)

イ. 受付方法：弘前市ひろさき未来戦略研究センター人口減少対策担当に持参すること。

※郵便等での受付はしない。

ウ. 提出物：申請書類一式を正本 1 部、副本 6 部（副本はコピー可）

(6) 選考日程

平成 28 年 12 月下旬（予定）

(7) 選定結果の通知・公表

選定された事業者は、平成 28 年 12 月下旬（予定）に文書で通知するとともに市のホームページで公表する。

9. 応募書類

応募希望者は、次により応募書類を提出すること。

(1) 応募申請に関する提出書類一覧及び提出部数

	提出書類	留意事項	様式	提出部数
応募申請に関する書類	(1) 応募申請に係る提出書類一覧	所定の様式	様式 2	正本 1 部 及び 副本 6 部
	(2) 応募申請書兼誓約書	所定の様式	様式 3	
	(3) 法人の沿革	所定の様式	様式 4	
	(4) 役員等名簿	所定の様式	様式 5	
	(5) 代表者・管理者・施設長の経歴書	所定の様式	様式 6	
	(6) 事業内容の提案について	所定の様式	様式 7	
	(7) 資金計画書	開始当初の運転資金を含む	様式 8	
	(8) 預金残高証明書	自己資金分、応募提出日前 1 ヶ月以内に発行されたもの	原本	
	(9) 事業所開設予定地の地図	周辺の状況が分かるもの	任意地図	
	(10) 建物図面	平面図（室別面積が記入してあるもの）、配置図（既存建物を活用する場合のみ）	A3 サイズ	
	(11) 現況写真	10 枚以内（既存建物を活用する場合のみ）		
	(12) 土地・建物登記簿謄本	応募提出日前 1 ヶ月以内に発行されたもの	原本	
	(13) 土地売買（土地賃貸）にかかる誓約書	所定の様式	様式 9	
	(14) 家屋売買（家屋賃貸）にかかる誓約書	所定の様式	様式 10	
	(15) 質問票	所定の様式	様式 11	

(2) 法人の概要に関する提出書類一覧及び提出部数

	提出書類	留意事項	様式	提出部数
法人の概要に関する書類	(1) 法人登記簿謄本	応募提出日前1ヶ月以内に発行されたもの	原本	正本1部 及び 副本6部
	(2) 法人定款	最新のもの(応募申請者による原本証明を要する)	写し	
	(3) 収支決算書	直近2年間の決算書類 (応募申請者による原本証明を要する)	写し	
	(4) 納税証明書	法人税(国税)、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税	原本	

※グループ応募の場合は、すべての構成団体について上記(2)の法人の概要に関する書類を提出すること。

(3) 提出書類の体裁

提出書類は、次の体裁で整えること。

- ア. 書類を上記「(1) 応募申請に関する提出書類一覧及び提出部数」・「(2) 法人の概要に関する提出書類一覧及び提出部数」の順に並べ、左綴じとすること。
- イ. 提出書類ごとに文字表記のインデックスを付けること。
- ウ. 書類はA4サイズを基本とする。ただし、図面等でA3サイズとなる場合は、A4サイズにあわせて折りたたむこと。

10. 審査・選定方法

(1) 審査及び選考基準

- ア. 選考に当たっては、提出書類により審査を行うとともに、必要に応じてヒアリングを実施し、提案の内容を総合的に評価して選考する。
- イ. 選考基準は、弘前市生涯活躍のまち形成事業事業主体選考基準(別紙1)のとおりとする。

(2) 事業者の選考

事業者の選考は、「弘前市生涯活躍のまち形成事業事業主体審査委員会」が行う。

(3) 事業者の選定

「弘前市生涯活躍のまち形成事業事業主体審査委員会」の審査結果を踏まえて市長が選定する。

(4) 審査結果の通知及び選定結果の公表

審査の結果は、文書で通知する。また、選定された事業者は、市のホームページで公表する。

(5) その他

募集の結果、応募がなかった場合や審査基準に満たなかった場合は、追加募集を行う場合がある。

1 1. その他応募に関する留意事項

(1) 事業実施根拠の確認

応募者は、本要項のほか、「弘前版生涯活躍のまち構想」及び「地域再生計画（アクティブシニアが活躍する弘前セカンドライフ・プロジェクト）」について、内容等を十分確認すること。

【参考】弘前市ホームページ

くらし > 移住 > 弘前版生涯活躍のまち（CCRC）の推進から確認可能。

(2) 応募意思表明書の提出のない場合は、応募を受け付けない。

(3) 応募にかかる費用負担

応募にかかる費用は応募者の負担とする。

(4) 提出資料の変更の禁止

受理した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容の変更は認めない。

(5) 虚偽の記載をした場合

提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

(6) 追加資料の提出等

事業者の選定等にあたって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、聞き取りを実施する場合がある。

(7) 提出書類

受理した書類は、理由の如何にかかわらず返却はしない。また、提出された書類は生涯活躍のまち形成事業に係る事業主体選考以外の目的には使用しない。ただし、弘前市情報公開条例の規定による請求があった場合は、応募書類を作成した方に対し意見書を提出する機会を与えることとする。

(8) 個別相談等に係る問い合わせの禁止

公平性を期するため、応募にかかる個別の相談等に係る問い合わせの受付はしない。

(9) 応募辞退について

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(10) 「弘前市生涯活躍のまち形成事業事業主体募集要項」及び関係記載様式については市のホームページに掲載する。

1 2. 問い合わせ先

担 当 弘前市経営戦略部ひろさき未来戦略研究センター人口減少対策担当
秋田、土岐

住 所 〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1 番地 1
電話番号 0172-40-7121
FAX 番号 0172-35-7956
e メール hif@city.hirosaki.lg.jp